

第 18 回研究会 (Q 複合サービス事業、H 運輸業、郵便業 (うち 49 郵便業 (信書便事業を含む))
 における主な御意見とその対処方針 (案)

1. 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針(案)
1	<p>○ 印紙の販売業務は、どこに分類されるのか。</p> <p>○ 印紙の販売については、商品券の販売に性質が近いのではないか。</p>	<p>○ 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)が行う印紙の販売については、「収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令」(平成 15 年総務省令第 69 号)において、①国が印紙の売りさばきに関する事務を会社に委託すること、②売りさばき金額から売りさばきに要する経費を控除した金額を会社が国に納付することが定められている。</p> <p>このことから、会社が行う印紙の販売は、国から印紙を仕入れて販売する業態ではなく、販売に係る手数料を対価として売りさばき事務を受託していると考えられる。</p> <p>これに対して、金券ショップが行う印紙等の販売は、事業者等から仕入れた印紙等を販売する業態であり、会社が行う印紙の販売とは性質が異なると考えられる。</p> <p>以上の検討から、会社の行う印紙の販売は、金券ショップが行う印紙等の販売である「金券買取販売サービス」には含まれず、他の設定済みの個別分類のいずれにも含まれないと考えられることから、大分類 R で設定した「その他の事業者向けサービス」に含まれることとする。</p>

No.	御意見	対処方針(案)
2	<p>○ 農協等の協同組合の団体の賦課金については、団体の産 業分類が変わっても、生産物分類が変わらないように分類を設 定した上で、適切な分類名を次回の研究会までに検討するこ ととする。</p>	<p>○ 第19回研究会における議論を踏まえ、以下のとおり修正す る。</p> <p>(統合) 各種団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス</p> <p>(最下層) 経済団体による会員向け指導その他のサービス</p> <p>労働団体による会員向け指導その他のサービス</p> <p>学術・文化団体による会員向け指導その他のサービス</p> <p>農林水産業協同組合による組合員向け指導その他のサービス</p> <p>事業協同組合による組合員向け指導その他のサービス</p> <p>その他の団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス</p>